ら四〇まで、四二から四九まで、五一から五三まで、五九、六〇、六二、六三、六五の一、六五の二、六六、六七、六九から七二まで、七四から七六まで、七八の二、七九、八二の二から八二の八まで、八五から八七まで、八九、九六、一〇一から一〇五まで、一〇六の一から一〇六の三まで、一〇七、一一一から一一三まで、一一五、一一六、一二〇、一二一、一二二の一、一二二の三から一二二の一三まで、一二三、一二四、一二七、一三〇、一三三から一三五まで、一三七、一三九、一四一から一五九まで、一六一、一六二、一六三の一から一六三の四まで、一六四から一六七まで、一六九、一七〇

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字後山三の四・九・二六・三四・一〇六の一・一〇七・一二〇・一二一・一二二の一〇から一二二の一二まで・一二四・一四七・一四八（以上十四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び能代市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百六十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　秋田県仙北市西木町西明寺字佐曽田七

二　指定の目的　土砂の崩壊の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を秋田県庁及び仙北市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　秋田県横手市大森町坂部字向田二七、五八

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字向田五八（次の図に示す部分に限る。）、二七

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び横手市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　秋田県北秋田市前山字喜右エ門岱二九

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字喜右エ門岱二九（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び北秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　秋田県秋田市河辺三内字下モ田四の二、五六の一、字岩谷袋六九の一、六九の二

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字下モ田四の二・五六の一・字岩谷袋六九の一・六九の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を秋田県庁及び秋田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　青森県弘前市大字石川字西ノ沢二の一六四・二の一六五・字手代平一の六一・一の六二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び弘前市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百七十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成三十年三月二十九日

農林水産大臣　**齋藤　健**

一　保安林の所在場所　青森県弘前市大字小沢字大畑沢一の二（次の図に示す部分に限る。）

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県庁及び弘前市役所に備え置いて縦覧に供する。）